

車 輛 管 理 規 定

第1条 (目的)

会社車輛を業務の目的に使用することについて、その管理方法及び交通違反・事故等の対処を含め規定し、適切な車輛の運用を図ることを目的とする。

第2条 (基本的考え方)

会社は、すべての車輛に車輛管理者を決め、当該者は、担当車輛について、法律で定められた定期点検を実施するとともに日常的に主要な点検を行い、常に最適な状態を保つ責任を有する。

また、当該管理者は、自身及び使用者を含め、担当車輛の車内の整理整頓及び車輛を清潔に保つ責任を有する。

第3条 (使用上の留意事項)

車輛の運転は、道路交通法を遵守し絶対無事故・無違反の意識を高く持ち行う。

- ①運転中の携帯電話の使用又は操作、閲覧等は厳に禁止する。
- ②ダッシュボード上に物を置かない。
- ③乗車時には、ガソリン残量やブレーキランプ点灯などの適正をチェックする。
- ④ガソリン、オイル等必要商品は、会社が指定する場所で行う。
- ⑤給油はレギュラーガソリンとする。
- ⑥第4条の規定に基づき許可を受け社有車を通勤目的で使用する者に限り、会社が指定する運転日報に車輛使用状況を都度記録し、一定期間ごとに所属長に報告する。
- ⑦会社車輛を使用中に交通違反、事故等イレギュラーが発生した場合は、速やかに会社及び警察へ連絡し、その後の指示を仰ぐものとし、決して独断で対応を判断してはならない。また、事故等による被害者がいる場合は、救助を優先しなければならない。

第4条 (目的外使用の禁止)

1. 会社車輛を下記の状況で使用することは原則として禁止する。
 - ①会社の許可なく通勤の手段として使用すること。但し、事前に許可を受けた場合はこの限りではない。
 - ②業務以外の目的に使用すること。但し、業務中、一時的に所用を行う場合等、通常の営業範囲内と判断できるときを除く。
 - ③許可なく社外の者に車輛の運転を依頼し又は車輛を貸与すること。
2. 会社は、前項に違反した社員には、就業規則に則って処分する。

第5条 (交通事故の対応)

1. 業務上の交通事故については、原則、損害金の全額を会社負担とする。
但し、運転責任者の過失がある場合には、その程度を勘案して次の割合で損害金の一部を運転責任者に負担させる。但し、5年間無事故の場合は、過去の履歴はなかったものと見做す。

運転責任者の過失の割合	自己負担割合(1回目迄)	自己負担割合(2回目以降)
0%～ 9%	0%	10%
10%～ 20%	5%	20%
21%～ 50%	10%	30%
51%～ 80%	30%	50%
81%～100%	50%	80%

2. 単独事故、工事現場建設機材の損傷等の場合は、修復の見積をとって損害金額を明確にした上で、会社が諸般の事情を考慮し判断する。
上記見積金額により会社が修理の必要なしと判断した場合は、見積書、リース解約金のどちらかで負担金を決定する。
3. 業務外で会社車輛を使用した場合の交通事故については、当該事故当事者となった運転責任者に、その損害金全額を負担させる。但し、会社が指示した場合は、上表を適用する。
損害金とは、当該事故により相手方に対して会社が支払う損害賠償金額と、会社車輛に受けた損害の合計額から、会社が加入している損害保険による保険金額及び事故の相手から支払われる損害賠償金を控除した金額をいう。

第6条（交通違反の対応）

交通違反による罰金または反則金に関しては、すべて当該車輛の運転者の負担とする。

第7条（負担金の支払い方法）

負担金の支払方法は、当該者との話し合いにより決定する。

本規程の制定・施行日

令和1年10月1日 制定・施行

令和5年11月14日 改正・施行